山武市農業委員会会議録

令和5年12月5日 開会

令和5年12月5日 閉会

令和5年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月5日(火)午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招集者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について
- (5) 農用地利用集積等促進計画 (案) への意見聴取について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(12名)

欠席委員(5名)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

出席事務局職員(4名)

◎日 程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認 申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第7 議案第4号 令和5年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案) への意見聴取について

日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和5年12月5日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

◎開 会

議長

これから令和5年第12回山武市農業委員会総会の会議を始めます。 ただいまの出席委員は12名です。よって、農業委員会等に関する 法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号4番小川委員、議席番号7番髙野委員、議 席番号9番川島委員、議席番号13番鈴木委員、議席番号16番小川委 員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。 議事録署名人は、議席番号12番今関委員及び議席番号14番藤田委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の申請番号1について説明させていただきます。

贈与による所有権移転です。譲受人と譲渡人は御近所さんの関係でありまして、譲渡人が近年ずっと管理していた畑であります。このたび高齢のため足腰が弱ってきて、譲受人にもらってほしいとのことで、この申請になりました。

先日、現地も確認してきましたが、きれいに管理されていました。 何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めま す。

小山委員

議席番号2番小山でございます。

ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号1を許可することに御異 議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号2の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

この案件は、売買による所有権の移転となります。譲渡人は相続 で獲得したが、農業を行わないため、譲受人は隣地の宅地部分と一 体利用したいためとなっております。

この土地なんですけども、推測になるんですが、もともとは土地 改良の換地で、地目変更を忘れられた土地だったんじゃないかと思 われるところがあります。この土地と宅地部分を組み合わせてネギ を作りたいということでした。

様子を見ようとは思いますが、地元としては問題ありませんので、 よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員に求めま す。

藤田委員 議席番号14番藤田でございます。

ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、特に問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほどお願いいたします。

議長補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号2を許可することに御異 議のない方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号3の説明を地区担当推進委員の髙宮委員に求めます。

髙宮推進委員 地区担当推進委員の髙宮です。

申請番号3について説明します。

賃貸借権の設定です。譲渡人は高齢で農業経営を縮小したいため、 譲受人は自分の耕作地に近く経営規模拡大のため申請地を借りたい とのことです。

先日、現地確認してきました。きれいに管理をされており、問題 はないと思われます。よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 15 番石橋委員に求めま す。

石橋委員 議席番号 15番の石橋です。

ただいま推進委員の高宮さんの御説明のとおりであります。問題 はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほどお願いいたします。

議長補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号3を許可することに御異 議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の説明を地区担当推進委員の髙宮委員に求めます。

高宮推進委員の高宮です。

申請番号4について説明します。

この申請は贈与による所有権の移転です。譲渡人は他県にお住まいて管理が困難なため、譲受人は隣接地で利便性がよいため、今回の申請となりました。

先日、現地を確認してきました。現況は家庭菜園に近いものだと 思いますけども、きれいに土地は管理をされています。特に問題は ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 15 番石橋委員に求めます。

石橋委員 議席番号15番の石橋です。

ただいま推進委員の高宮さんの御説明のとおりであり、問題はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほどお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号4を許可することに御異 議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。

申請番号5番について説明申し上げます。

売買による所有権の移転でございます。譲渡人のほうは、先日、この方の自宅で不幸がございまして、相続という形でこの方に名義が変わりましたが、管理が大変だということで、今回の申請となりました。譲受人のほうは、田んぼになるんですけども、20年近くもずっと賃貸借契約をし、耕作していたようでございます。今回、売買という形で話がスムーズに進みまして、このような形になったと聞いております。

先日、現場を見てまいりましたが、ずっと耕作している土地なので田んぼがきれいに耕作され、来年の作付に向けてきれいになっておりますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番増田です。

ただいまの鈴木推進委員さんの御説明のとおりです。何ら問題ないと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしております。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号5を許可することに御異 議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。 申請番号6の説明を隣接地区推進委員の川島委員に求めます。

川島推進委員 隣接地区推進委員の川島でございます。

申請番号6について御説明いたします。

売買による所有権移転になります。譲渡人は高齢のため農地の管理が厳しいということで、また、譲受人は行者ニンニクの栽培をするということで適当な土地を探していたところ、ここが見つかり、今回の申請となりました。

地元としては何ら問題もありませんので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 10 番髙宮委員に求めま す。

髙宮委員

議席番号10番髙宮です。

川島推進委員の説明のとおりで、何ら問題はないと思われます。 権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号6を許可することに御異 議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継 を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第2号、申請番号1番について説明いたします。

昨日、現地確認してまいりました。

譲受人は現在船橋市に住んでおりますが、仕事も落ち着いてきて 生まれ育った山武市で土地を探していたところ、実家にも近いため、 この土地を選んだとのことです。住宅化が進んでいる場所でして、 基本的に周りの農地にも影響がないものと思われます。

地元としても、特に問題ないかと思われます。

よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番雲地です。

今、齋藤惟進委員から話がありましたように、昨日、現地のほう を確認してまいりました。

議案第2号の申請番号1番ですけれども、事務局から概要説明、 齋藤推進委員から状況説明がありまして、本件は第3種農地での専 用住宅の建築であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問 題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第2号の申請番号1番、許可相当として意 見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた しました。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。

議案第3号、1番について説明いたします。

昨日、現地確認してまいりました。

申請地は、長年耕作しておらず、所有者も管理に困っていた場所です。周辺はため池や太陽光発電設備に囲まれた土地でして、隣接した農地はありません。

地元としても特に問題ないと思われます。

よろしくお願いします。

議長 状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を廣口議員に求めます。

廣口委員 議席番号5番の廣口です。

齋藤委員の説明のとおりで、本件は第2種農地への太陽光発電施設の設置であり、代替性検討等、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

よろしくお願いいたします。

議長現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長質疑を終了いたします。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すこと

に御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた しました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

この案件は使用貸借権の設定であります。専用住宅を建てるということです。

譲受人は農繁期になると譲渡人の家業でもある農業を手伝いに行っているということで、現在は比較的遠いところにいるから近くに住まないかという提案があって、この土地に家を建てることになったそうです。ここに両親と4人で暮らすことにしたということでした。

土地的には、もともと物置みたいな形で使われていた土地で、しばらくここ数年は荒れていた土地なので、全く問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

状況説明が終わりました。

現地調査の報告を廣口委員に求めます。

廣口委員

議席番号5番の廣口です。

昨日、現地確認をしてまいりました。何ら問題はないと思われま す。

本件は第1種農地への専用住宅の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので許可相当と思われます。

よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すこと に御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた しました。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、令和5年度第9次農用地利用集積計画 (案) の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括して審議をすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

議案第4号、令和5年度第9次農業地利用集積計画(案)の決定 についてを原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求 めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしま

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案) への意見聴取についてを原案のとおり決定すべきものと意見を付す ことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付す ことに決定いたしました。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括して審議することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。 この議案は一括審議といたします。 議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の説明を求めます。

番号1の説明を隣接地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

隣接地区推進委員の布施です。

番号1について説明させていただきます。

更新による申請です。

営農類型は水稲と施設園芸による複合経営であります。

今後の目標につきましては、水稲について農地の借入れを増やし 規模拡大を目指す。また、施設園芸については、さらなる品質、収 益性向上を目指すとのことでした。

申請者は地域の中心的な経営体でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

番号2の説明を隣接地区推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

隣接地区推進委員の鈴木です。

番号2は更新でございます。

作物経営体系は水稲と畑作、小麦となっておりますが、小麦が新 規作物でございまして、今までたばこをやっておりましたが、たば この畑がやり切れないということで落花生を始めて、落花生も大変 ということで小麦を少しやって、徐々に経営を軌道に乗せて、最終 的には大規模にやっていきたいということなので、審議のほうをよ ろしくお願いをいたします。

議長

番号3の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木です。

番号3を説明いたします。

新規でございます。

申請者は今年の5月頃まで会社員でございましたが、会社を退職 いたしまして、お父さんがやっていた農家を継ぐという形で就農を するそうでございます。お父さんは地域でも有名な営農家でござい まして、何ら問題はないと思います。

水稲がメインでございまして、水稲も年々面積が増えております。 今後は、水稲の I o Tを活用して仕事を管理しやすいように頑張っ ていくそうでございます。よろしくお願いをいたします。

議長 番号4の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。

番号4について説明いたします。

新規です。

現在、本人と息子さん2人で水稲の経営を行っております。10a区 画の田を多く管理しているため、合筆により大区画化することで作 業効率を上げたとのことです。よろしくお願いします。

議長推進委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしま

した。

以上で、本日予定していた議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長その他の件について、皆様方から御意見等ございますか。

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。